

平成20年8月

関係取引先様 各位

独立行政法人日本学生支援機構
財 務 部 経 理 課

物品購入等契約における談合等の不正行為に係る違約金に関する契約条項について

本機構が発注する建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）を除く物品の購入及び製造、役務その他契約（以下「物品購入等契約」という。）において、談合等の不正行為があった場合に生じる損害の回復を容易にするとともに、談合等の不正行為の抑止を図るため、別紙のとおり、談合等に係る違約金条項等を付することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる契約

本機構が国内で調達する物品購入等契約

2 施行時期

平成20年7月1日以降に入札公告等調達手続を開始する契約より

3. 導入する条項

別紙の条項のうち必要なものについて条項番号等を適宜修正の上、約定するものとします。なお、契約書への条項記載が困難な場合には、別途、談合等に係る違約金の特約条項を締結するものとします。

本件連絡先：日本学生支援機構財務部経理課（契約係）

TEL：03-6743-6022

談合等に係る違約金条項

(談合等に係る違約金等)

第〇条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

4 本条の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(談合等に係る違約金に係わる遅延利息)

第□条 乙が第〇条第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙より徴収することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、これを徴収しないものとし、また、その金額に100円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

2 本条の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(談合等に係る発注者の契約解除)

第△条 甲は、乙が第〇条の各号の一に該当するものとして甲から違約金の請求を受けたときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除できるものとする。

(注1)「甲」については、発注者であり、日本学生支援機構を示す。「乙」については、請負契約においては請負者、物品供給契約においては供給者、委託契約においては「受託者」であり、契約相手方を示すものとします。

(注2)「契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額」の表記について、単価契約の場合にあっては、「契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額」等に適宜置き換えるものとします。

(注3)○、□、△の条項番号は、それぞれの契約書において調整の上、決定するものとします。